

# 社会福祉法人若草会 一般事業主行動計画

H27.10.16

当法人では、「男女職員の仕事と生活の調和を応援すること」を経営理念の一つとし、全職員が安心して仕事に取り組み、その能力を十分に発揮できる職場環境の整備に取り組みます。

## 1. 計画期間

平成27年11月1日から平成31年10月31日までの4年間

## 2. 計画内容

### 目標1

育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知

〈目標達成のための対策〉

育児休業に関する規定（育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件含む）はすでに制定しているので、新たに採用した職員及び在職者にも再度周知する。

- ①制度について周知用パンフレットを作成する。
- ②パンフレットを職員に配布し、周知する

### 目標2

育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し

〈目標達成のための対策〉

- ①代替要員確保のため、若草会の退職者等への声掛け、ハローワーク等への求人募集
- ②代替要員が確保できない場合、在職者の業務内容、業務体制の見直しを検討

### 目標3

育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し

〈目標達成のための対策〉

- ①基本は原職復帰とする。
- ②従来どおりの勤務が可能か復帰予定の職員と協議する。
- ③夜間勤務等については、復帰予定の職員と協議し日勤業務に配置替えを行う。

### 目標4

労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の導入

〈目標達成のための対策〉

平成24年4月に時間単位で休暇が取得できるよう規則を制定したが、十分に周知されていないので再度下記のことに取り組む。

①制度についての周知用パンフレットを作成する。

②パンフレットを職員に配布し、周知する。

#### 目標 5

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

〈目標達成のための対策〉

①各制度について再度周知用パンフレットを作成する。

②パンフレットを職員に配布し、周知する。

#### 目標 6

出産や子育てによる退職についての再雇用制度の実施

〈目標達成のための対策〉

①再雇用を前提に、退職予定者に対して聞き取りを行い、復帰可能な勤務形態の希望を聞く。

②退職予定者の希望に添えるか法人で検討する。

③再雇用制度があることを職員に周知する。